

## 序章 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」とする。）とは、都市を、ゆとりや豊かさを真に実感できる空間として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるため、市町村が市民の意見などを反映させて、まちづくりの将来ビジョン、地域のあるべき姿、まちづくりの方針などを定めるものです。

このマスタープランは、都市計画法(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号)第 18 条の 2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）第 1 項の規定に基づき定める「船橋市における都市計画決定・変更の方針」として平成 13 年 2 月に策定し、様々な都市計画事業が計画的に展開される上での指針としています。ここでは、船橋市の将来都市像や目標を描き、都市計画としての課題やまちづくり全体としての課題などへ対応し解決するための方針を定めるとともに、将来的な都市計画決定権限の拡大への対応も図ることとしています。将来都市像や目標の実現を図るためには、第一義的には行政による都市計画決定・変更手続きや都市計画事業や関連事業の施行が必要となりますが、一方で市民のみなさんとの協働なくして達成できるものではありません。そこで、市民のみなさんにもこのマスタープランを活用し、身近な地域のまちづくりなどに関心を持っていただけるようにしています。

また、このマスタープランは、船橋市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた「基本構想」並びに都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定するとともに、まちづくりに関わる様々な関連計画とも整合を図っています。したがって、それら上位諸計画の変更や社会経済情勢の大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しを行うこととしており、平成 24 年 3 月に一度改訂しています。

## 第1章 中間年次報告の概要

### 1. 目的

マスタープランでは、実効性の高いまちづくりを推進していくために、事業の進捗状況や達成状況、市民の満足度などを現状分析し、マスタープランの実効性の確保に努めることとしています。

また、マスタープランに位置付けられた各種事業については担当課を明確にし、情報共有を図るなど、庁内の横断的な体制のもと、確認・調整を進めるとともに、市民に向けて情報を公開することとしています。

以上より、今年度は図1-1のように、マスタープランを改訂した平成24年3月から目標年次の平成33年3月までの中間時点となりますので、この時点で“目標に対して現状がどうなっているのか”を確認し、以降の取り組みに改善を加えるとともに、その結果を市民に向けて公表することを目的としています。

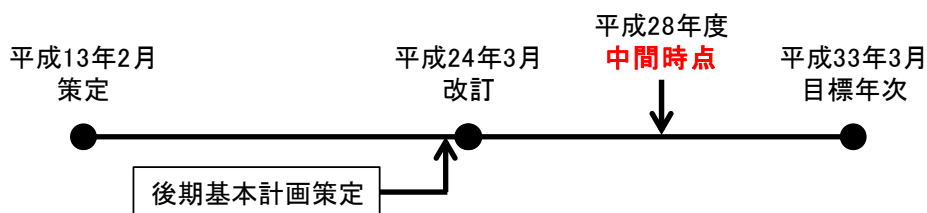


図1-1：マスタープランの目標年次

### 2. 状況確認の実施

事業の進捗状況や達成状況などの確認のため、平成28年5月から平成29年2月までの間に、船橋市庁内のマスタープランに関連する主要な部署で構成する図1-2の体制で、マスタープランの中間年次における状況を確認し、本報告書を作成しています。

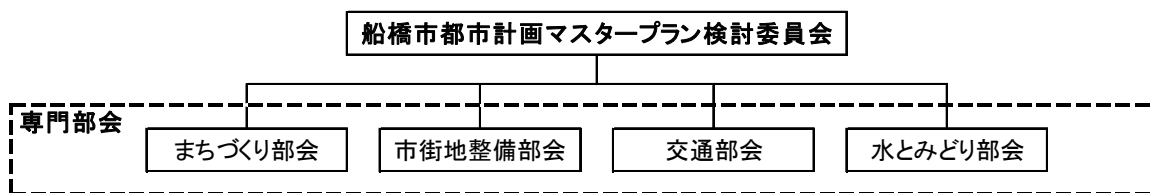


図1-2：庁内の体制

### 3. 状況確認の対象

#### (1) 総括

マスタープランは船橋市の“都市計画に関する基本的な方針”であることから、総括として、マスタープラン改訂後の都市計画全体への反映状況を確認しています。

(2) 個別状況

マスタープランは表 1-1 により構成され、「現況と課題」を把握したうえで「全体構想」に目標及び具体的な施策を示し、「地域別構想」で施策を細分化しています。また、市民協働の展開を図るため、「まちづくり推進のための方策」で市民、企業及び行政の役割を示しています。

表 1-1：マスタープランの構成

|     |                |
|-----|----------------|
| 序章  | 都市計画マスタープランの概要 |
| 第1章 | 現況と課題          |
| 第2章 | 全体構想           |
| 第3章 | 地域別構想          |
| 第4章 | まちづくり推進のための方策  |

これらの構成項目うち、「第2章 全体構想」では、7つの項目ごとに「まちづくりの目標」（以下「目標」とする。）と「まちづくりの方針」（以下「施策」とする。）<sup>※1</sup>を掲げていますので、個別状況として、「第2章 全体構想」に掲げる目標ごとに進捗状況を確認しています。

4. 状況確認の内容

(1) 総括

総括では、以下の内容を確認し、総括的な今後の方針を示しています。

- ① 船橋市の現状
- ② マスタープラン改訂後の都市計画の変遷
- ③ 市政モニターアンケートの結果
- ④ 個別状況の確認結果

(2) 個別状況

個別状況では、以下の内容を確認し、目標ごとに今後の方針を示しています。

- ① マスタープランに関連する各事業の進捗状況等<sup>※2</sup>
- ② 各目標に関連する施策の進捗状況等（代表的な参考指標<sup>※3</sup>の進捗状況による）

※1 マスタープランでは、目標と施策を特定する番号等を設定していないことから、便宜的に目標と施策を特定する番号を付番しています。（P41～49 参照）

※2 マスタープランに関連する事業の進捗状況を、事業ごとに「事業等カルテ」にまとめています。（P63～172 参照）

※3 マスタープランでは、参考指標とその数値目標等を定めていないことから、状況確認にあたり新たに設定しています。なお、これらの指標は主に総合計画などの各種計画から引用しています。

## 5. 状況確認結果の活用

中間年次において状況を確認した結果は、マスタープランをより一層推進していくために活用します。

また、社会経済情勢の変化や市内の現状の調査結果等と併せて、次期マスタープランを策定する際の基礎資料として活用します。